

令 和 3 年 度

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

12月会議 12月 7 日 開 会
12月13日 散 会

南 三 陸 町 議 会

令和 3 年 12 月 13 日（月曜日）

令和 3 年度南三陸町議会 12 月会議会議録

（第 5 日目）

令和3年度南三陸町議会12月会議会議録第5号

令和3年12月13日（月曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
会計管理者兼会計課長	三浦浩君
総務課長	及川明君

企　　画　　課　　長	佐　藤　　宏　明　君
企画課震災復興企画調整監	桑　原　　俊　介　君
管　　財　　課　　長	阿　部　　彰　君
町　民　税　務　課　長	佐　藤　　正　文　君
保　健　福　祉　課　長	高　橋　　晶　子　君
環　境　対　策　課　長	糟　谷　　克　吉　君
農　林　水　産　課　長	大　森　　隆　市　君
商　工　觀　光　課　長	千　葉　　啓　君
建　設　課　　長	及　川　　幸　弘　君
上下水道事業所長	阿　部　　明　広　君
歌津総合支所長	三　浦　　勝　美　君
南三陸病院事務部事務長	後　藤　　正　博　君

教育委員会部局

教　　育　　長	齊　藤　　明　君
教育委員会事務局長	菅　原　　義　明　君

監査委員部局

代表監査委員	芳　賀　　長　恒　君
事　務　局　長	男　澤　　知　樹　君

事務局職員出席者

事　務　局　長	男　澤　　知　樹
次　長　兼　総　務　係　長 兼　議　事　調　査　係　長	高　橋　　伸　彦

議事日程 第5号

令和3年12月13日（月曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第46号 工事請負変更契約の締結について
- 第 3 議案第47号 工事請負変更契約の締結について
- 第 4 議案第48号 工事請負変更契約の締結について
- 第 5 議案第49号 工事請負変更契約の締結について

- 第 6 議案第 50 号 工事請負変更契約の締結について
第 7 議案第 51 号 工事請負変更契約の締結について
第 8 議案第 52 号 工事請負変更契約の締結について
第 9 議案第 53 号 町道路線の変更について
第 10 議案第 54 号 権利の放棄について
第 11 議案第 55 号 和解について
第 12 議案第 57 号 令和 3 年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 13 議案第 58 号 令和 3 年度南三陸町病院事業会計補正予算（第 2 号）
第 14 議員派遣について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 14 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

12月会議、今日で5日目となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、本会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において1番伊藤俊君、2番阿部司君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 議案第46号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第46号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第46号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成31年度町道浪板線外道路災害復旧工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第46号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書69ページをお開きください。

契約の目的、平成31年度町道浪板線外道路災害復旧工事でございます。

契約金額、変更前1億8,795万5,900円、変更後1億8,502万1,100円、293万4,800円の減でご

ざいます。

契約の相手方、佐千代・遠藤特定建設工事共同企業体でございます。

議案関係参考資料52ページをお開きください。

こちらには主な変更内容を記載させていただいてございます。

その中でも、主なものといたしまして、排水構造物300万円増、これは県の防潮堤工事等々、関連工事等の調整によりまして、関連工事の計画変更に伴い排水構造物を変更したことによる増でございます。構造物撤去工の増、こちらも関連工事との調整に伴いまして、大型土のうの撤去等が増えたものでございます。200万円の増となってございます。それと、アスファルト舗装工、こちらも関連工事との調整によりまして、本来は町で行うということで見込んでおりましたが、県で施工していただけるということで900万円の減と、合わせまして300万円の減となるものでございます。

続きまして、53ページをお開きください。

53ページの、それぞれ大きく4路線ほどございますが、4路線の変更前の延長、変更後の延長、あと舗装面積、それとそれら変更となった概要について、平面図に記載をさせていただいてございます。

続きまして、54ページには、工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。8番及川です。

何点かお伺いいたします。

参考資料の52ページなんですけれども、ただいま課長をして説明を受けました。

1点目は地盤改良の一部区間の支持地盤が浅く、深層混合工法から中層混合工法に変更とあります。これは、当初から深層で、私は素人なので深層といえば深いところだ、中層といえば中間の層だというイメージが浮かぶんですけれども、果たしてそうなのか。そうしたとすれば、当初からこの深層部工法というのがとてあって、今度ボーリングしてそれが、結果が出たのか、その辺と、それから排水構造物の計画変更、場所を、これはどこなのか。関連、ほか事業の計画変更に伴い。そこが上と下、排水溝と構造物撤去工というのが、場所がどこなのか、そこをお伺いします。

それから、ここの石泉線B区間、主な補正要因はA区間のほうだと思われますけれども、B

区間、町道石泉線、ここに3年前でしたか、町内の道路の変更をするとき、私の記憶の中では、ここには地元でやっている生けす、池があるので、道路が変更になるってことだけは伝えられていたんです。で、今この町道がどのように周っていくのか、山際を通っていく、この前の、3年前の話だと、そちらのほうを通って行くというような話されたんですけども、今後この生けすがあるので、どのようにここを通っていくのか。

そしてまた、今町民、地区民の間では、その護岸堤防が、そこの生けすのところだけが1.5メートル低くなつて、要するに両サイドが同じ高さ、そこのところが1.5メートル下がつて護岸が築かれているというような心配をなされております。その辺、県工事なんですけれども、その辺の協議がどこまで行つてゐるのか、現状でそのまま行くのか、今後それを協議して1.5メートル上がる可能性があるのかないのか。

そしてまた、もう一点は、今この町道、地区を走る道路、石泉線につながる道路が、国道の下、それと鉄の、B R Tの線路の下を通つて、くぐつて、その地区の通り路に通じるようになつていますけれども、途中まで、黒く色塗りついているのがそれだと、真ん中辺頃の河川堤防の上のほうです。それがそうだと思われますけれども、どの程度にこれも高さがなつていくのか、その点お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の質問でございます。地盤改良ということで、53ページをちょっと御覧いただきたいんですが、見づらくて大変恐縮でございます。53ページの右端のほう、中段ほどに深層混合範囲とございます。当初はこの深層混合範囲、あとそれから若干左寄り下のほうにちょっと赤文字で深層混合から中層混合へ変更ということで資料のほう掲載をさせていただいてございます。

当初はこれ両方の範囲、深層混合工法で地盤改良をやる予定としてございましたが、こちらの赤枠で、現地のほうはちょっとオレンジ色っぽいので囲んでございますが、この範囲については深層混合でやろうといたしましたが、支持地盤が浅いところで出てきた、俗に言う高止まりと申しますが、高止まりをしたために、深層混合工法から中層混合工法へ切り替わつたということでございます。

参考までに、深層混合工法につきましては、平均で改良、深さが16.3メートル、中層混合方式が、平均ではございますが、深さとして5メートルというような内容となってございます。

あと、2点目の排水の箇所はどこかという御質問でございますが、こちら大きく表のほうにA、Bというふうに記載をさせていただいてございますが、Aにつきましては、今御説明を

申し上げました深層混合範囲という、黒矢印の付近にAということで赤く楕円形でちょっと囲んでいる範囲、こちらのほうが防潮堤等の絡みによりまして、ベンチフリュームから落蓋式の側溝に変更になったということでございます。

Bにつきましては、町道港石泉線の引き出しの右側のほう、こちらも同じようにBということで赤丸をさせていただいてございます。こちらも防潮堤工事との関連によりまして、側溝が、入れる予定がなかったんですが6メートルほどと、なおかつ集水ますが1個必要となつたために増工となったものでございます。

それと、3点目の御質問です。石泉線の、どういうルートかということでございますが、石泉線につきましては、まさに議員おっしゃるとおり45号線、あとはBRTの下をくぐって山際、これうっすらと町道石泉線からこの浪板線の、ちょっとうっすらと細い山際を通るルートが御確認いただけるかと思いますが、基本的には山際です。従前のように川沿いを西に向かってということではなく、山際をちょっと迂回して、このBというところの付近に接続をするというようなルートとなってございます。

それと、あと4点目ですか、その下をくぐるということでございますが、すみませんがちょっと手元に資料はないんですが、道路交通法に定める高さ4.2メートルはクリアしているものと認識をしてございます。

それと、あと3点目か4点目です。一緒に御質問がありました養魚施設前の護岸ですが、どちらにつきましては、県におきまして地区のほうと説明会等々開催をさせていただいて、今確かに前後の防潮堤とは違った形にはなってございますが、あくまで暫定ということで現状、ちょっと今現地のほう確認はしておりませんので、今議員が言られた形が最終系なのかどうかというのはちょっとこの場で明確にお答えはできませんが、地区のほうと合意をいただき施工をしておるというものでございます。

ちなみに、その養魚施設につきましては、45号線からこのBという町道石泉線ですか、この間の川沿いにございますので、今回のこの町道路線とは隣接していないというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、1点目の、深層工から中層工になったというのは、当初深層工でボーリングしたから予算は深層工で取ったという解釈でよろしいですか。その辺は、最初は、当初の予算は、今ここで中層工になったというのが分かったということなんですねけれども、当初は深層工で予算は取ってあったっていうことの解釈でよろしいのか。

それから、排水溝は分かりました。この町道とのすり合わせの高さが、今資料がないので分からぬって言われましたけれども、例えばもう一つ、ここにB R Tの駅があります。今国道が高くなつて、旧国道は低い、B R Tの駅と接続する形で工事が今進まれていますけれども、そのB R Tの駅周辺に車が乗り入れするための駐車場、そういうものが少なくて、今工事途中だと思われますけれども、その辺の絡みはどのようになつてゐるのか。駅駐車場として地区住民が使うことができるのか。そこはB R Tだから、町道でないから違うということなのか、その辺と、それから、今養魚施設の上の段差がある、そういう中は、県との協議で何とも言えないってお話をしたけれども、やはりそこが、安全第一を考えるんであれば、津波それから豪雨、大雨のときの災害を予測して護岸堤防というのは造られるものですけれども、安全面から言って、その部分だけが低くなるということは極めて住民にとって不利を被るので、今後不利益を被る場所となり得ないか、そこが心配なんですけれども、その辺はあくまでも協議中だから分からぬ、暫定的とおっしゃいます。その暫定的っていうのは、3年でも暫定、20年でも暫定、その人の取り方だと思われますけれども、課長の考えとしては、暫定というのはどの程度の暫定なのかということも併せてお示しいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 設問の1点目でございます。深層混合ということで、議員おっしゃるとおり、当初のボーリング調査等々では、この範囲は全部深層混合ということでございまして、原設計も深層混合で見ていました。ただ、それは現地のほうで地盤が浅いところが出てきたということで、中層混合に変更したということでございます。

それと、2点目でございます。B R Tの乗り入れということでございますが、こちらの、今45号線の本線切り替えが終わった後に県の防潮堤工事の残工事、その後に港駅前の駅前広場を整備する順番となってございますが、港駅前につきましても、マイクロバス等入って展開といいますか、切り返しになるかもしれません、一応45号線から入れるような状況となります。

それと、あと3点目の御質問でございますが、津波豪雨ということで、確かに最終形は、本来計画していた形とはなりませんが、豪雨に関しましては、あくまで今回の防潮堤につきましては、津波の対応のためにこの高さになつてゐるということでございます。豪雨に関しましては、決められた降雨量等々に基づきまして、県のほうでチェックをしていただいて、豪雨に関しては対応できると。なおかつ川幅も若干広げて、暫定ということではございますが、

一定の整備がなされるということでございます。

では、その暫定がいつからいつまでなのかということでございますが、用地の関係がござりますので、明確に県工事ということもございますので、町のほうからお答えができるのは用地、当初県のほうで予定しておりました防潮堤ができるために必要な用地が確保されるまでというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 用地っていうのは、そこの生けすの関係の用地と解釈してよろしいでしょうか。

それと、やはりここ現場複雑なので、なかなか工事中はここに入れないという町道の絡みもありますので、そこは現地調査、現地確認が必要ではなかろうかと思われますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、現地確認という意味がちょっと推しかねますが、これは県、町のほうでは、当然ながら現地は確認をさせていただきまして、今の暫定の防潮堤、それとあと町道のほうの迂回ということで計画をさせていただいてございます。

それと、1点忘れておりました。その用地というのは、その養魚場の関係かということでございますが、それも含めてということになろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、1点伺いたいと思います。

先ほど前議員も聞いた地盤改良について伺いたいんですけども、今回深層混合から中層混合に変えたということで、それで伺いたいのは、今回この地盤改良で、8,000万円のこの部分の予算なんですけども、そこで、この参考資料のオレンジ色のところが全部この中層になるのか、それともオレンジの部分のその一部が今回中層になるのか、もし一部だったらどちらくらいの部分なのか、その確認と、あともう一点は、素人考えにあれすると、深い部分、16.3メートル、平均なんですが、その部分を改良するのと、中層混合、6メートル前後という説明あったんですが、浅いところの改良をするには、逆にお金がかからないんではないかという思いがするんですけども、例えば中層だとよりあれするために深層よりも強力な混合剤というんですか、そういったやつを使うのか、その点の確認をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 地盤改良の範囲でございますが、53ページを御覧いただきたいと思います。

深層混合範囲につきましては、黒枠で黒斜線発注している、面積にしますと約1,500平米の範囲となります。それと、中層混合の範囲でございますが、オレンジ色で塗りつぶしております全面ということで、約300平米ほどの範囲を、深層は深層から中層混合へ変更するというものですございます。

それと、あと金額に関しましては、まさしく議員おっしゃるとおりでございまして、通常ですと深層のほうが高いと。なのに中層混合にして何で高くなるかということでございますが、機械の関係で、どうしても現地のほう架空線等々ございまして、深層混合装置でこの中層混合の範囲が、なかなかちょっと施工が、支障物があって難しいということをございまして、中層混合に適した機械にまた入れ替えをしなければいけないということで、それに係る、主にその機械の運搬費がちょっと増となつたものでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、オレンジ色の部分全部が改良ということで分かったんですけれども、そこで、今の説明ですと、機械のリース代というか運搬、それで100万円かかったということなんですけれども、そういった場合もどうなのか、地盤改良の100万円増になるのか、そのところを確認したいんですけども。

例えば、地盤改良の分じゃなくて、機械の、それは機械を使ってやるんですが、ちょっと分かりづらいかもしれないんですけども、それで混合する部分のその他の部分の材料は同じやつで中間層をやるということなのか、再度確認をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） どうしても機械、2種類ということになりますので、ちょっと大きさが当然違いますので運搬費は違いますが、運搬、階層で運搬、あとその撤去ですか、撤去について係る階層が、1往復で済むものが2往復になったということで増工となるものでございます。

それと、あとその地盤改良に、ではその深層と中層と中身は違うのかというご質問でございますが、基本的には同じでございます。深さが違うというだけでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「動議」の声あり）動議。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ここに、今用地交渉が遅れているとおっしゃいましたけれども、あのままで、現在のままであそこを売らないで、そのままでそこがかさ上げになったというような

ことも聞かれているので、やはりここはもうもう町道の関係もありますし、今後の護岸の安全性も確保する意味からも、議員全員で現地調査の確認が必要ではないかと思われますので、現地調査の動議を提出いたします。（「賛成」の声あり）

○議長（星 喜美男君） その前に、この議題外の話じゃないんですか、それは。どうなんですか。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今の動議というお話でございますが、今議員おっしゃっているのは県事業でございますので、今回の浪板線の変更契約には関連しないということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） この議案には、町道石泉線も載っております。地域のその道路が変更になるっていうような、前と違って道路が、迂回路が出てくるというようなつながりもございます、関連性が。

それと、今国道の下をくぐって、その道路の高さなども分からぬことがありますので、現地を確認する必要があると思いますので、動議を提出いたします。現地確認の動議を提出いたします。

○議長（星 喜美男君） ただいま賛成者が1名おりましたので、動議は成立しております。この動議に対して賛成の諸君の起立を求めます。起立。

[賛成者起立]

○議長（星 喜美男君） 起立少數なので、動議は成立いたしませんでした。

質疑を続行いたします。ございませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第47号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第47号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第47号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和元年度町道横断1号線外道路・河川災害復旧工事（その2）に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第47号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書は70ページとなります。

契約の目的、令和元年度町道横断1号線外道路・河川災害復旧工事（その2）でございます。

契約金額、変更前7,480万円、変更後7,507万2,800円、27万2,800円の増でございます。

契約の相手方、阿部藤建設株式会社でございます。

議案関係参考資料55ページをお開きください。

主な変更内容を掲載させていただいてございます。

査定番号81301におきまして、コンクリート上部工の伸縮装置、支承装置の形状変更に伴いまして、約100万の増となってございます。

続きまして、査定番号81006号、構造物撤去工におきまして、設計数量、現地で発生いたしました撤去工が14立米から7立米に減ったということで、こちらも約100万円の減ということで、100万円単位でいきますとプラスマイナスゼロということでございます。

もう一枚おめくりをいただきまして、議案関係参考資料56ページのほうに変更の概要を記載させていただいてございます。

81301号、天神中道橋につきましては、橋梁ということで、A1、A2とアワットでございます。橋台でございます。橋台のA2側、こちら橋梁でございますので、片方が固定、片方が可動というふうになってございます。今回は稼働側の伸縮量が20ミリということで、設計上大丈夫ではあるんですが、安全側を考慮いたしまして、伸縮量を5ミリ増やしまして、20ミリから25ミリにしたということで、伸縮装置、これは路面のちょうどジョイントと呼ばれる部分でございます。下部工のパラペットと橋梁本体をつなぐ伸縮装置の形状変更、それに

伴いまして支承工、これはよく下部工と橋梁をつなぎとめるためのアンカーバーという鉄の棒がございます。その伸縮量につきましても、伸縮装置と同じように5ミリほど増したということでの変更でございます。

査定番号81006号でございます。こちらにつきましては、当初既設の補助等取壊しが78立米ということで設計計上してございましたが、実際は64平米で、失礼しました。石泉の取壊しが、14立米だったものが7立米に、現地作業の結果精査されまして、変更となったものでございます。

57ページには、工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
局長。

暫時休憩をいたします。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開します。

質疑を続行いたします。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

この工事請負変更仮契約書の中に期日、完成期日が現期日、令和4年2月28日となっております。変更なしっていうことなんですか?も、これは2月28日工期っていう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） そのとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、この期日どおりに行くものと推測いたしますけれども、この27万2,800円という額の増額ですけれども、これ変更前は7,480万円、今までこの増額27万2,800円、私は8年間いましたけれども、なかなかこのぐらいの額っていうものがなかったように思われますけれども、これ主なものはここに載っておりますけれども、主なもの、増額になった要因です。ここにはないようなんですか?も、この27万2,800円の主なるものを御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 変更になった主なものということでございますが、まず第1点、査定番号81301におきまして、支承工と伸縮工、こちらの変更におきまして約46万円の増となってございます。

それと、査定番号81006号におきまして、既設構造物の撤去工、こちらのほう約22万円の減ということで、相殺をいたしまして約27万円の増となるものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） この27万2,800円が多いか少ないかっていうのは人それぞれ違いますけれども、ここに、いつもですと工事のこの仕訳書というんですか、それが載っているんですけども、載っていないので、すごく、私素人なので見づらいんですけども、今22万円と二十何万円、46万円のその差額分って言われましたけれども、今後少額であってもこういうふうに内訳表をつけてもらうと対比が分かりいいので、今後はそのように、少額でもつけてもらいたいと思われますので、要望いたして終わりといたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 仕訳表ということでございますが、56ページのほうに内容等については記載をさせていただいているつもりでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私も前議員の関係で、この増減の単位数について確認したいんですけども。

ただいま課長答弁やった55ページなんですかね、参考資料。100万円増えて100万円減ったという、そういうこの参考資料なので、トータルで合計ゼロとなっているんですけども、そこで伺いたいのは、このような厳密な変更契約、大変大切なんだと思いますけれども、ちなみにこれが10万円でも1万円でもこのような変更契約になるのか、それともかつて、それでは最低限どれぐらいまでっていう、そういう基準があるのかないのか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 変更契約に関しまして、幾らだったら変更契約をするというような基準はございません。請負契約書において、甲乙対等の立場でということでございますので、発注者である町と実施者である施工者と協議の上で、必要ということで、今回変更を計上させていただいたということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第47号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第48号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第48号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第48号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度南三陸町道の駅（伝承施設等）新築工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第48号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書は71ページとなります。

契約の目的、令和2年度南三陸町道の駅（伝承施設等）新築工事でございます。

契約金額、変更前12億4,300万円、変更後12億7,084万1,000円、2,784万1,000円の増となってございます。

契約の相手方、山庄建設株式会社でございます。

議案関係参考資料58ページを御覧いただきたいと思います。

58ページには、主な変更の内容といたしまして、伝承施設におきまして、外装工事から家具

工事まで変更ということで、約1,000万円ほど増ということでございます。中にはカウンター等の追加設置ということでございますが、こちらにつきましては、当初交通施設、観光施設にもございますが、当初備品で別に納入をするという予定でございましたが、やはりどうしても建物との取り合いの関係で、収まりをよくするために、備品で後ほど納入ということではなくて、工事の中に含んで収まりよく収めるというものでございます。

それと、これも共通する内容でございますが、木ルーバーといわれる、すみません、今日は鳥瞰図とか外観図ちょっと添付してございませんが、特徴的な外観の、横に渡しております木の板、ちょうど議会の上のほうの壁上にあります、この桟が、横になった状況の桟でございますが、そちらの取付金具の変更が生じたということで、それらの変更に関わるもの等々ございます。あと、外構におきましては、半たわみ性の舗装等を考えてございましたが、十分通常の舗装でも耐え得るということで、こちらのほうは減工となってございます。

それと、縁石工につきましては、当初舗装等、植栽のところ、区切りといいますのは特段なかつたんですが、やはりどうしても後々の維持管理をちょっと考えますと、土砂の流出または外観上、見栄えといいますか、そういったものもございまして、縁石ブロック、地先ブロックを追加するものとしたものでございます。そのほか、敷地内の外構でございますが、398号線の道の駅への乗り入れ、伝承施設への乗り入れ部分につきまして、視認性を考慮しまして、カラー舗装という予定にしてございましたが、道路管理者であります県のほうと協議した結果、不要ということで減工するものでございます。

以上もろもろ合わせまして、2,800万円の増ということでございます。

59ページには、建物関係の変更の箇所、項目について記載をさせていただいてございます。

60ページには、外構関係の変更となるものにつきまして掲載をさせていただいてございます。

61ページには、工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。何点かお伺いいたします。

この58ページの内訳表の中、主な変更内容を見ますと、やはり先ほど課長の説明のとおり、備品工事にて設置予定だったカウンターの追加が伝承施設、交通施設、観光施設、それぞれに見られます。合わせると、そればかりでは、家具の工事ばかりではないんですけども、この備品から建てつけ、工事、要するに大工さんでつくったカウンターにするっていうこと

の説明でしたけれども、ではこの備品の場合と、備品3台分買った場合、それとこの見栄えをよくするために設置のカウンターにするんだということなんですかけれども、そういう費用対効果といいますか、備品で買った場合このぐらいの値段、そして見栄えがいいようにするためにその工事でとった、どのぐらい差益があるのか、差額です。その辺までやってあるのかどうか。

それから、その伝承施設で、天井の追加2つあります。内装工事で。最初は天井がなかったものなのか、この内容も少し、天井の追加とあります。これをお伺いいたします。

それから、軽量コンクリート壁減とあります。これが観光施設、伝承施設にありますけれども、コンクリートの壁を減するということはその建物に何らかの支障があるのかないのか、となるとかえって頑丈でなくなる、素人考えになるわけですけれども、その辺は大丈夫なものなのか。その辺と、それから、観光施設の外壁装飾、木のルーバー下地変更とあります。この内容を、ルーバー下地っていうとちょっとわからないもので、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） カウンターの備品での積算は、当課のほうではちょっと把握してございませんが、基本的にはこのカウンター、いずれにいたしましても出来合いのものではなくて、施設に合わせてつくったものを収めるということでございますので、取り合いの関係で後ほど備品として納入するのではなくて、本体に合わせて一緒に納入するというものでございますので、その備品での単価のほうは、すみません、私ちょっと承知してございませんが、遜色といいますか、それほどの多寡はないものというふうに考えてございます。

2点目、天井の追加でございますが、当初は確かに天井を張らないという想定でおりました。逆に、ダクト等をある程度見せるというような内容となってございましたが、やはりどうしてもダクトの関係が結構複雑になるということで、やはりどうしても天井を張ってすっきりさせたほうがいいということで、天井を追加するものとなったものでございます。

それと、軽量コンクリート壁減、あと押出成形セメント増ということでございますが、これは構造体ではございません。要は、何と言うんでしょうか、一般の家庭でもお使いいただいている石膏ボード的なものというふうにお考えをいただければよろしいかと思いますが、こちらのほうの軽量コンクリート壁ですと、ちょっと定尺寸法のものということでございまして、組立てがなかなか難しいというわけではないんですが、やはり内部等をすっきり見せるためにも、この押出成形セメント、こちらは高さ等、発注によって変えられるというようなものでございまして、そのつぎはぎというよりは一面で見せたほうがいいというようなこと

で、ちょっと変更になったということで、構造体ではございませんので、構造的には問題はないということでございます。

4点目、ルーバー下地ということでございますが、今、先ほども若干お話をさせていただいたんですが、議場のちょっと上のほうの壁面、桟が縦に渡してございます。これが、伝承施設のほうは横に渡して、南三陸杉をPRするというような目的もございまして、それを取り付けるための金具を当初計上、当初見込んでいたものですが、なかなか角度等の調整がちょっと難しいということが判明いたしました、金物について変更するということにしたものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ダクトの関係は分かりました。しかし、そのダクトの下に天井を張ってしまうと修理とか故障、点検、そういうときには見えていたほうがやりやすいのかと、素人考えなんですけれども。その辺はいかがなんでしょうか。

それから、この備品、今これから予算のとき、これの設計のとき、備品がいくらというのは載っていなかったのか。備品とこの備品工事に伴う、分かりますよ、カウンターは、工事と一緒に設置するということは分かります。買ってきただものを置くんではなくて、そこの現場で取り付けるという、その意味は、カウンターの意味は分かります。ただ、それだけの2,800万円追加なんです。そうすると、それらが、この備品で買ってきたのを置く場合とどれだけの差があるのか、そういうことを知りたいんです。見栄えがいいからそこの現場でつくる、この2,800万円の内訳が備品工事にどれだけのお金をつけ込むのかっていうことを知りたいんです。だから聞いているんです。その辺いかがでしょうか。

それから、大体でどのぐらいのウェートを示しているという、当時この備品の、お金の明細がないっていうのであれば、この3つ、同じく伝承施設、交通施設、観光施設に使われています。備品工事にて設置予定だったカウンター追加というものが全部にあるんです。合わせると、下の観光施設は5つです。それから、交通施設は1つ。それから、伝承施設は2つ。8つあるんです。それがどの程度の額に、積算表には出ているのかということをお伺いしたいんです。その辺をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 天井につきましては、これはすべからく交通施設、観光施設におきましても、天井裏にはダクトとかあと電線等通ってございます。ですから後々の点検、あと何かあったときの修繕等には、問題は全くございません。

それと、あとカウンターのほうですが、大変申し訳ございません。私の説明がちょっと不足しておったのかもしれません、主な変更内容の括弧書きの数字でございますが、こちら数ではなくて金額でございます。一応100万円単位で計上させていただいております。カウンターがそれぞれ伝承施設、交通施設、観光施設ということで、合わせましてこの800万円ということでございましたが、先ほどもちょっと申し上げましたが、基本的には建築に含んでも、備品だとしても、これは造作品、新たにつくるものでございますので、備品で買って納入をしても、建築で設置をしても、基本的には金額に差異はないものと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） すみません、カウンターの部分で、少し私のほうから補足させていただきます。

この道の駅の建設に当たって、社会資本整備総合交付金を活用させていただいております。そこの中で、一つ備品っていうことで整理すると、この実は対象の外になってくるところもありまして、金額は同じ程度ということであれば、本体工事のほうに据付でやったほうが、国費の補助が受けられるということで、そういったことで変更ということも考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 社総交で補助が認められるからその工事の中でやったほうがいいっていう今の御答弁でした。800万円ですよね。建設課長の答弁ですとほぼほぼ800万円、備品で買った場合も取付け、現場で取付けしても800万円、同等の額だっていう認識なんですけれども、この3つ、さっき私個数だと思ったんです。それで、1個ずつというと、この観光施設の500万円っていうのがかなり高いんではないかと思われますけれども、その辺なぜ高いのか、交通施設は1つで100万円、伝承施設も1つで200万円、観光施設のは1つで500万円、なぜこのぐらいの差異があるのか。内容を御確認いたします。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第48号の質疑を続行いたします。

建設課長の答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほどの御質問でございます。なぜカウンター、値段がそんなに違うのかということでございます。

まず、観光施設につきましては、59ページをちょっとお開きいただきたいんですが、カウンター1か所ということで、赤枠でちょっと囲んでおる部分がカウンターとなってございます。観光施設につきましては、図面の下側のほうに、若干いびつなL字型のように赤枠で囲んであると。これがカウンターとなります。それと同じように、伝承施設のほうにつきましても、これ図面向かって伝承施設の右のほうの中ほどですか、それとあと交通施設につきましてはほぼほぼ施設の中心部ということで、まず金額の多寡につきましてですが、観光施設につきましては長さが12.8メートルのカウンターとしてございます。長いと、大きいということでございます。それと、あと伝承施設につきましては、約3.3メートルの長さのカウンターとなってございます。交通施設につきましても、同じく約3.2メートルのカウンターとなってございますが、同じような長さで、こちらも、交通施設のほうは何で安いのかということでございますが、交通施設につきましては、第2庁舎で使っておりました既存のカウンターを、装飾をし直して再利用するということで、伝承施設と交通施設を比べますと、交通施設のほうのカウンターが安くなっているというような内訳でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私も2点ほど確認をお願いしたいと思います。

先ほどの同僚議員と同じように、備品から建具、家具に変わったという、そういうところでお聞きしたいと思います。

もともとこの変える要因というのを、先ほど調整監の説明でほぼ分かったんですけども、そのほかの部分でお聞きしたいと思います。

まずこの変更に当たってなんですか、限デザイン事務所との協議とか、もしくは決定した指定管理の受託者等の使い勝手とか、そういったどのような協議が、協議がなされてこのような変更になったと思うんですけれども、そのいきさつを簡単に伺いたいと思います。

あと、たった今課長の説明あった12.8メートル、あと3.3メートル、あと3.2メートルのカウンター、その他備品なんですけれども、これをマテリアルというか、材質はどのようなあれなのか、せっかくですから私個人といたしましては、FSCのようなものはアピールできるように活用というか、利用できないのか、その点確認させていただきたいと思います。

あともう一点は、財源なんですけれども、先ほど備品の対象云々という説明ありましたけれども、私お聞きしたいのは、この社総交の、さきの議会で町長説明あった、お金の色がつい

ていると、そういう答弁あったんですけれども、そこで伺いたいのは、この伝承館その他道の駅のこの社総交はどちらの色なのか、その点確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） カウンター等々の内装関係の変更でございますが、当然ながら隈設計事務所におかれましても、施工管理のほうを任っていただいておりますし、当然ながら今後も扱うということで、建築のほうは建設課で担ってございますが、仕様に当たりましては企画課であったり商工観光課であったりということで、協議を重ねた上での仕様の変更ということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

あと、カウンターの材質でございますが、一部交通施設の本体、町と既存の第2庁舎にあつたカウンターを一部流用するということでございますので、それ以外の部分につきましては町産材等を使いまして装飾を施すと。あとは、観光施設等伝承施設につきましては、基本的にはこちらも町産材でカウンターを造作するというような中身となってございます。

財源につきましては調整監のほうから回答をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 社会資本整備総合交付金の、どちらの色というお話をだったんですけども、色っていうのは多分一般枠か復興枠かっていうことでよろしいですか。そういう意味でございましたら、一般枠ということになります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 大体分かりました。

そこで伺いたいのは、これからオープンに向けて準備するわけですけれども、こういった改修というんですか、変更の中で、先ほど言ったような、これから使っていく方たちも十分使いやすいようになっていうか、ことも大切だと思うんですけども、そのところの、できる前ではあるんですけども、協議は再度どのような形で行われているのか。

あともう一点、隈設計事務所との協議があったということなんですが、これ何回ぐらいやったのか、どういった形であったのか、今ですと現地に来るということも難しかったと思うんですが、その点の協議の内容というか方法を簡単に伺いたいと思います。

あと、社総交に関しては、復興枠ではなく一般枠ということで、分かりました。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 協議につきましては、使用するサイドも協議に入っているかということでございますが、それにつきましては先ほども御答弁申し上げましたとおり、建設は当

課で担っておりますが、企画課あとは商工観光課ということで、実際にお使いになる担当課のほうでも御意見をいただいて、調整をとった上で変更ということでございます。

あともう一点、その協議をどのようにしているかということでございますが、基本的には毎月協議をしてございます。それと、それだけにとどまらず、必要に応じてウェブ会議であったり、あとコロナの収束の関係でこちらのほうにおいてをいただいて、現地のほうで協議をしたりということで、協議の方法は様々でございますが、定期的、あとなおかつ必要に応じて適宜やっているというような実情でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。5番佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） 私が心配するのは、このような形で2回、3回と、多分今後変更が出てくると思います。

そこで、この今ルーバーの関係で変更が出ていますけれども、設計段階で難しいこの建物で、その辺見積りをされていなかったのかどうか。改めてまたそういう形で、いろいろ問題が出てくると思いますけれども、今この平面図を見てみると、単独で今建っていますよね。この単独で、完成図は全部屋根がつながります。そこで、またあそこが見ていない、ここが見ていないというような形で設計変更が多分されてくるだろうと思います。それで、工事金額もまた上がってくると。それに伴って管理料も多分上がるでしょう。ただ、補助事業を使っているからといって、町の財源が使われないとても、どこで頭打ちをさせないうまくないと思いますけれども、その辺町では考えているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今後も変更があるんじゃないかという御質問でございますが、確かに今現場動いていますので、全くないとは申し上げません。なぜかと言いますと、やっぱり現場でございますので、これ土木建築に限らずやっていく中で、大なり小なり変更というのは生じてきます。ただ、それが増額に行くのか減額に行くのか、それもまた別な問題でございますし、また議員御承知のように、建築の場合ですと、土木と違いまして、基本的には図面見積りでございます。ですので、土木のように数量が増えた、減ったということで増減というのは、よく土木の場合ですとなさますが、建築の場合ですと、基本的にはその図面見積りでございます。ですので、例えば仕様がそもそも変わったとか、そういったことがない限りにおいては、基本的には変更がないと。今回に關しましては、例えばカウンターそもそも入っていないものを追加したとか、あとは壁のちょっと仕様をえるとかということでの変更でございますので、その辺につきましては適宜ちょっと変更というのは生じるということ

とではございますが、基本的にはやはりその図面見積りということでございますので、仕様等に変更がなければ原則建築の場合は変更がないということでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） その中で、設計、施工者と打合せをしながらやっているんでしょうけれども、その中で、いろいろな説明が設計者から出てくると思いますけれども、それに倣って多分見積りされているんだろうと思うわけですけれども、本当に、今課長言われましたけれども、設計の図面見積りだということありますので、見逃した場合も多々あるのかと、数字がいっぱい、場所もいっぱい、箇所もいっぱいということで、これらの見落としもあります。そのたびに本当にどんどんどんどん財源、予算が使われていくとなると、上限が果たして無制限になる可能性もあるのかと。それで、どこかで線引きをしながらストップをかける、建物ですから途中でストップをかけるわけにはいきませんけれども、どこかで見切りをつけて、最初から難しいこの建築物でございますので、先ほどルーバーの金物にしても、あれだけの勾配が、屋根の勾配があるということは、最初からこのルーバー取付けの金物も自在、自由になるような見積りはできていなかったのかと、不思議で私そう感じているので、できればあまり、これ以上というわけじゃないんですけども、ある程度限度をもってお金をかけるべきと私は思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議員おっしゃるとおり、むやみやたらとお金を、当然これ建築のほうになっております、当課もそうですし、関連します企画課、商工観光課につきましても同じように、むやみやたらとお金をかけるつもりではございません。

当然ながら、今回は仕様が変更になったもの、あとはまた新たに追加になったものということで変更を計上させていただいてございますが、中には、これって図面から読み取れますよねと。業者からは変更してくださいというのも中にはございます。ただし、図面で読み取れるものは、それは当然読み取った上での入札金額ですよねということでお断りを申し上げているものもございます。

ですので、むやみやたらと変更、変更と上げるということではなくて、必要に応じて増減が、当然ながら現場動いております。生き物と同じでございますので、大なり小なり増減は今後についても生じてくるのかと。ただ、それを野放しで放っておくというようなことは決していたしておりませんので、その辺は御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤雄一君。

○5番（佐藤雄一君） それでは、ひとつその辺よろしく施工していただきたいと思います。

それで、最後にこの床の平面図の、2階の平面図なんですかけれども、どこまでが2階の床になっていますか。その辺説明をお願いしたいと思います、最後に。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変ちょっと見づらくて恐縮でございます。

原則2階というのは、この上のほうにちょっと切り出し、左上のほうに切り出ししてございますが、この青で囲んでおります、ちょうどその右下角といったらよろしいんでしょうか、展望デッキの部分のみが、通常誰が見ても2階と言える部分はそこだけでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。1番伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 議長、申し訳ありません。ちょっと何点か確認させていただきたく、お願いいたします。

今回追加工事、追加の部分ということで計上されておりますが、もう一度ちょっと確認したい部分がありました。

このカウンターの部分でございますが、材質、サイズ等は理解いたしました。ただ、ここにやはりコロナ感染対策ですかとか、いろいろ必要な部分はあるかと思います。この工事の追加部分にあっては、その対策が最初からなされているのか。もしなされていなければ、今後追加の必要性があるかお伺いできればというのが1点でございます。

もう一点目が、その交通施設の部分、トイレもちょっと、図面をちょっと細かく確認しますと男女のトイレ、それから授乳室、そして誰でもトイレというちょっと細かい部分がありますが、この誰でもトイレという部分の仕様というか、中身の部分を一度確認させていただく、2点目お願いいたします。

そして、3点目でございますが、前議員の質問にもありました、本当に追加費用はなるべく抑えていかなければいけないというのは当然のことだと思います。そして、またこれはオープン後の話になると思うんですが、維持管理も相当なものになると考えられます。その部分においてはこの観光施設、伝承施設、交通施設における維持管理の費用というものは、今の時点ではなされているかどうかという点をお伺いできればなんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、1点目の御質問でございますが、基本的にはコロナ仕様をこの中でということではなく、必要に応じて備品のほうで対応するようになるのかというふうに考えてございます。

それと、あと誰でもトイレということで記載してございますが、誰でもトイレということで記載してございますが、メインといったしましてはどなたでもお使いいただけるんですが、身障者の方々が、当然ながら車椅子、中入りまして、十分に展開できるような、イメージといったしましては身障者用のトイレをイメージしていただければよろしいのかというふうに考えます。

それと、あと追加費用につきましては、おっしゃるとおり必要最小限の経費で最大の効果ということを目指してございますので、経費節減には努めてまいりたいと考えてございます。

維持管理費につきましては、企画課のほうから答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 維持管理費につきましてなんですけれども、こちらは来期の当初予算に計上すべく今精査中でございますので、今しばらくお待ちいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それでは、予算計上については理解いたしました。

すみません、トイレの部分だけ、これ以上本当に追加工事ですか追加費用がかなり、もちろん最初から想定いただければと思いますのが、一般質問でも発言いたしましたが、身障者の方、そして赤ん坊を抱えているお母様のための部屋というのはあるんですけれども、やはり町内、どうしても、見渡しても、例えば人工肛門を使っている方々用のトイレあるとか、そういう部分というのはやはり誰もが使える施設ということで、ぜひ必要かとも考えておりますので、ちょっとこの部分については今回工事に入っていないとは思うんですけども、また今後ぜひ当局のほうでも御検討の余地に入れていただければということでお願いできればと思うんですが、そのお考えというか、その点をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） どこでもトイレなんですけれども、こちら私の記憶ではストーマの対応も入っているというふうに認識してございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。

ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第49号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第49号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度寄木漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第49号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書は72ページとなります。

契約の目的、平成29年度寄木漁港海岸防潮堤災害復旧等工事でございます。

契約金額、変更前8億2,145万2,320円、変更後8億1,481万2,480円、663万9,840円の減でございます。

契約の相手方、山庄建設株式会社でございます。

議案関係参考資料62ページをお開きください。

主な変更の内容を記載させていただいてございますが、この中で、主な内容といたしまして一番大きいのは、一番、最下段でございます。構造物の撤去工ということで、河川内にありました構造物の撤去、数量が減ということで、主な内容となってございます。

63ページをお開きください。

63ページのほうに、その増減となりました箇所についてそれぞれ掲載をさせていただいてございます。

64ページには、工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございますので、御確認をいただければと思います。

よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。

なかなか寄木町内周る機会がなくて、一つ確認しておきたいところがあるんですけれども、資料63ページのこの断面図の中で、町単の赤の部分がございます。これ、山岸ののり面だと思われますけれども、これ高さ、あそこがけ崩れが心配な、土のざらざらっていうか、こぼれ落ちやすいような、赤土の、そういうところだと私は思うんですけども、その辺はがけ崩れ等のないような高さまでのり面を吹付け何かにしていくのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 町単工事の部分につきましては、ちょっと色が大変似通っていて、見づらくて大変恐縮でございます。

町単部分につきましては、町道寄木線の部分となってございます。防潮堤、赤い部分です。防潮堤の部分については災害復旧ということでございます。

それと、すみません、議員今御指摘の場所が私ちょっと解しかねますので明確な御答弁になっていないかもしれません、当然ながら必要に応じて必要な対策を施すというのが原則でございますので、状況に応じて対応をしておるというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） こののり面の高さ、では何メートルぐらいまでするのか、その辺だけお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） のり面の高さどこまでということでございますが、すみません、それもちょっと具体に解しかねますので、一般的な話で御回答をさせていただければと思います。

基本的には、この防潮堤工事によって改変される範囲が原則災害復旧工事でございますので、対象となります。それ以外の箇所につきましては、必要に応じて危険だということであれば

町単等々でやっている場合もございますが、すみません、具体的な場所がちょっとわからないので、以上の答弁とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私この色の見分け方として、町単独工事でピンクの色がありますけれども、この下の63ページの真ん中辺頃の、この黄色の下が町単工事なのかと思われるんですけども、そこ違うんでしょうか。町単工事の場所をお伺いしたいんです。ピンクと赤のこの見分け方が、微妙に色が同じように見えるので、町単独工事の部分がどこなのかということを教えてください。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほども御説明をさせていただきました。ピンク色の町単工事は町道寄木線の部分でございます。

今委員おっしゃいました黄色の下というのは、これ防潮堤本体でございますので、こちらについては災害復旧の工事でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第50号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第50号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第50号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成29年度水戸辺漁港海岸防潮堤災害復旧等工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、

議会の議決に付するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第50号工事請負変更契約の締結について、細部説明をさせていただきます。

議案書は73ページとなります。

契約の目的、平成29年度水戸辺漁港海岸防潮堤災害復旧等工事でございます。

契約金額、変更前 5億3,102万9,900円、変更後 5億5,545万7,600円、2,442万7,700円の増でございます。

契約の相手方、株式会社浅野工務店でございます。

続きまして、議会議案参考資料65ページをお開きください。

こちらのほうに主な変更の内容を記載させていただいてございます。その中でも、一番上の査定番号6151、防潮堤工事でございます。水戸部漁港は東西に2か所防潮堤が設置される予定となってございまして、今回この変更に関わる部分につきましては、西側の部分でございます。変更の中身といたしましては、その防潮堤の下部に軟弱地盤がちょっと確認をされたということで、地盤を改良するために約3,100万円の増ということでございます。それと、その下、乗り越し道路、電柱移設費の減ということで、400万円の減となってございます。こちらにつきましては、電柱の所有者のほうと協議をいたしまして、一度仮移設をした後にもう一度移設が必要ということで計上してございましたが、最終的にはその仮移設した場所で可ということになりました、移設費用が1回分減となったものでございます。それらもろもろ合わせまして、約2,400万円の増ということでございます。

66ページをお開きください。

66ページには、その主な変更となった箇所につきまして、赤表示で掲載をさせていただいてございます。

67ページをお開きください。

67ページ、先ほどの地盤改良に必要な範囲ということで、防潮堤の陸閘部分の下部付近、どちらのほうにも軟弱地盤が見つかったということで、この平面または断面を検討させていただいてございますが、この赤ハッチ部分を地盤改良するということでございます。

68ページにつきましては、工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、今回もって言つたらおかしいんですが、軟弱地盤ということなんですけれども、この発覚というか、分かったのはどういった、工事を進めていく上で分かったのか。折立を例にとると、工事する前の検査というか、それがなされていたと思うわけなんですけれども、今回このような状態になったことへの、まず第1点目、説明と、あとここ陸閘の下ということなんですが、何か聞くところによると、今回ここの工事で何度かやり直した部分があるという、そういう否や耳にしていたんですが、そういったやり直した部分の工事はあったのかどうか、その点確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 軟弱地盤が分かりましたのは、当初計画からも一部軟弱地盤があつたというのは承知をしてございましたが、施工には問題ないということで発注をしておったのですが、今回施工をしております最中に軟弱地盤というのが確認をされましたので、今回そのまた再調査をいたしまして、災害復旧でございますので、国ほうの重要変更という許可をいただいた上で今回上程をさせていただいているということでございます。

それと、あとやり直しの部分ということでございますが、やり直しの部分につきましては、今全て終わってございまして、今回議会におきまして変更契約がお認めいただければ直ちに着手をするという予定でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ある程度あったということで、再調査をしたという、そういう課長の答弁あつたんですけども、そこで復興事業、重要変更という、そういう手続をとったということなんですが、その再調査とするときのこの金額というんですか、調査代っていうの、そういういたやつはこの予算の中のあれで賄つたのか、その点確認させていただきたいと思います。

あと、やり直しの部分があつたということなんですが、それは具体についていか、教えていただければ、どういったあれが、やり直しを何度もしたのか、それによって当然業者負担になると思うんですが、といった負担分の金額っていうんですか、当然業者がやり直すので作業量その他、原材料になるかどうかわからないんですけども、といった部分だと思う

んですが、その辺お分かりでしたら伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 再調査、具体にはボーリング調査を行いまして、直下の露出を確認したというものですございます。

調査費につきましては、今回の災害復旧工事ではなく、別な震災特交が充てられる事業のほうで調査をやり直しておるということでございます。

それと、業者がやり直したことによってどのぐらいの費用がかかるかということでございますが、業者のほうで幾らぐらいかかったかというのは、ちょっとすみません、私どもも確認といいますか、聞き取りまではちょっと行っていないというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そのボーリング調査の震災特交の分というのは、今回こういった工事の変更に入れなくて済むのかどうか。その点確認と、そのボーリング調査というのは幾らかかったのか、もしお分かりでしたら伺いたいと思います。

あと、そのやり直したというか造り直す部分というのは大体分かったんですが、これまで数ある復興事業の中で、一回でうまくできるのがほとんどなんでしょうけれども、何度かやり直す工事も大分見てきましたけれども、そのやり直した部分の業者の自腹の負担というのはしっかりと明確化されて、ないとは思うんですけども、予算の分に少しあは入ったという、そういう経緯がないのかどうか、確認できる範囲で伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ボーリングに要しました費用につきましては、すみません、今手元にちょっと資料がございませんのでお答えできませんが、ボーリング、約でございますが、一般的なちょっとお話をさせていただきますと、メーター約10万円と一般的には言われてございます。

それと、あとそのやり直した費用につきましては、今回は受注業者のほうから自主的にやり直しをしますというお申出をいただいて、自主的にやっていただいてございますので、今回の変更の経費に計上されているということはございません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

ここは、軟弱地盤だということは当初から分かっていて、しかし分かっていて途中になつてこういう変更になるわけですけれども、当初から分かっているのであれば、それを想定した

工事、設計、それに着手すべきではなかろうかと思われるんですけれども、その辺はどのような協議、町、業者、いろいろ工事するに当たって協議していかなければならぬ工事だと思われますけれども、どの辺までそれをなされたのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 軟弱地盤につきましては、当初より想定はしてございました。先ほど、ちょっと別な工事ではございますが、浪板線の工事等でもありますように、やはりそのボーリング調査等々、全箇所というのはなかなかちょっとこれ現実的に、すべからく全部を確認しようとしますと、極論を申し上げますと、その範囲全部掘らないといけないと。これはちょっと現実的ではございませんので、ある一定のボーリングデータ等々でやっておりますので、なかなかピンポイントでつかめない部分があると。やはりその工事をやっていく中で、先ほどの浪板線も同様でございますが、やっていく中で、浪板線の場合ですと浅くなりましたが、深くなる場合もございますし、その辺は適宜適切にその状況に合わせた工法、または地盤改良であれば範囲を決めていくということでございますので、その辺は御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 最初から軟弱地盤だっていうことが分かっているのであれば、では何か所ぐらいボーリングをしたのか。1か所なのか、何か所かしたと思われますけれども、その辺確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） この水戸辺のほうの西側の箇所につきましては、すみません、ちょっと今資料が手元にないので、たしか2か所のボーリングだったかと記憶をしてございます。当初です。当然ながら、当初から軟弱地盤があるのは分かっておりまして、それに合わせた設計をして発注をしたわけではございますが、やっていく中で、やっぱり差異が生じたので、構造的に当初の構造ではもないということでございますので、今回の変更として上程をさせていただいたということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 2か所っていうことなんですかけれども、私今までいろいろな工事を確認していると、普通2か所というような記憶があります。こういう軟弱地盤だったらこの倍最初から見るべきではなかろうかと思われますけれども、その辺いかがでしょうか。こう追加で来ると、やはりお互い業者にも迷惑がかかる、そしてまた余計なお金もかかるというよう

な、そういう感覚が出てきますので、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほども申し上げましたとおり、全て厳密に把握するということになりますと、また繰り返しになりますが、全て支持地盤まで全部掘らないと完璧にはこれ分かりません。土の中でございます。

これ、一般的なまた話をさせていただきますが、漁港工事等ですと約、概ね200メートルに1か所とか50メートルに1か所とかっていう、概ねの数字としてはございますが、当然ながらその地形、地形によりまして本数も変えてございますし、今回、水戸辺の場合は、当初災害査定の段階で、2本で可という判断をして2本でやっていたということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第51号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第51号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第51号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度泊浜地区外1地区避難路等整備工事に係る工事請負変更契約の締結につ

いて、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第51号工事請負変更契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書は74ページでございます。

契約の目的、令和2年度泊浜地区外1地区避難路等整備工事でございます。

契約金額、変更前9,900万円、変更後1億1,747万100円、1,847万100円の増でございます。

契約の相手方、山庄建設株式会社でございます。

議案関係参考資料69ページをお開きください。

主な変更の内容を記載させていただいてございます。

主な、その中でもまたさらに主なものといたしまして、上から4段目でございます。水産関係用地①というところでございますが、こちらのほうにつきましては、舗装面積を1,000平米から約2,000平米ということで、1,000平米ほど増してございます。

続きまして、水産関係用地②でございます。こちらのほうは600万円の増でございます。こちらにつきましては、3,000平米のものを3,600平米と、600平米ほど増してございます。トータルで1,800万円の増でございます。

70ページをお開きください。70ページには泊浜地区の避難路の平面箇所図、あと71ページには伊里前地区の平面箇所図、あとはその変更内容について掲載をさせていただいてございます。

72ページには、工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 69ページについて伺いたいと思います。

支障木伐採とありますけれども、これ増えたということなんですが、そこで伺いたいのは、この支障木、こういった復興工事その他で切ったこの支障木なんですが、どのような形で処理というか処分をしているのか、そこの点を伺いたいと思います。

ちなみに、私以前も確認したんですけども、持続可能なまちづくりということですので、再生可能エネルギーとかに町内の方使えるような、そういうたシステムっていうか仕掛けにはなるのかならないのか。これ工事の議案ですので、お答えできる範囲内でお話しします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回の支障木につきましては、雑木といいますかそういうた種類がほとんどでございまして、伐採後については処分というようなことで考えてございまして、今議員おっしゃいましたように、有効利用というような位置づけとはなってございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 雜木と聞いて、特に検討していっていただきたいのは、これただ処分といつてもどういった、処分場に持つていってそのまま焼却処分するんだと思うんですが、そのところを、町内でも結構こういったやつを使っている、買ってやっている人たちも多いと思いますので、そこを有効活用していく手立てっていうか、そういうことは考えられないので伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今の御質問ですが、要は薪やまきとかですか、お使いになりたい方がいて、そちらのほうに活用できないのかという御質問かと思いますが、やはりちょっと難しいのは、確かにお声がけをして、ここにちょっと置いてありますので、お好きな方お持ちいただければというようなことができればよろしいのかとは思うんですが、なかなか今体制がそこまで整っていないというのもありますし、それとあとほしい方々、では発生量よりも多くの欲しい方がいた場合に、ではどういうふうに振り分けするのかというような問題もございますので、今工事の現場といたしましては、今ちょっとそこまで至っていないという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） はっきり私に、欲しいっては言いませんけれども、そこで伺いたいのは、震災で結構買い取った土地がいっぱい、大きくあいているところもあると思うんですが、そういうたところを活用して、ストックヤードのような形にして、将来的というか、先ほど課長が言ったように、需要と供給のバランスをある程度うまくいくようにして、逆に有料化で販売という形もとれると思うんですが、そうすれば支障木、この伐採のための費用も、例えば解体するときの鉄くずみたいに有償化でこの処分になると工事費も抑えられると思うんですが、その点将来的には考えられないのか、最後伺って終わりとします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） その辺につきましては、確かに有効利用というの非常にいいことかというふうに私も思います。

ただ、やはりそういった体制が整わないとなかなか難しいと。例えば、町有地に保管というお話ございますが、やはり木材でございますので、長い間にはもうぼろぼろになってしまうということもございますので、その辺はやはり体制が整えばそういうことも考えらえるのかと思いますが、今現段階ではそういう体制にございませんので、御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。3点ほどお伺いいたします。

1点目は、今泊浜の、この70ページに見取り図面が、平面図がついております。この中で、青く着色している分が避難路ということの説明のようですが、4号避難路、ここについては現在工事やっているようなんですが、これが階段になるのか、普通の避難路の道路になるのか、今の状況ですと階段ではなくて走って登るというようなイメージになるんすけれども。

それと、ここに第2種漁港、あそこがあるわけすけれども、そこに以前から、震災前にあった街灯、街路灯が2基あったんだそうです。それがどこで設置したのかっていうことが、県漁港に問合せましたら、県では分からぬと言われたので、その照明器具、2基あったのがどこで、もし御存じであればその辺をお伺いしたいと。

そして、その71ページに伊里前の平面図がございます。その中には詳しく避難道、それから照明灯の設置、標識の設置があります。このようにあると、泊地区のもここにこれがついていて見えてくるんですけども、今照明灯がどの辺につくのかというは分かっていないんでしょうか。これからのことになるのか、その3点お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の質問、2号避難路でございますが、基本的には階段構造、現地を見ていただくと、御承知のように、高低差かなりあります。それと、急勾配ということでございますので、基本的には階段構造となります。

あと、2点目、漁港内にあった照明ということでございますが、大変申し訳ございません、ここ2種漁港でございまして、県管理の漁港でございます。その照明の内容まではちょっと把握してございません。

それと、同じ3点目の照明ということでございますが、泊浜地区につきましては、照明灯はこの避難路に先立ち先行で整備をさせていただきまして、一例を申し上げますと、泊の集会所のところに1基ついてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、伊里前地区のほうはかなり避難道ができて、そのあたりの標識等、街路照明灯はあるんですけれども、今お伺いしますと、泊地区のほうは集会所1基だけで、あとはつかないっていう計画なのでしょうか。今後つく予定があるのか。

それと、なぜ聞くかというと、この管理、避難道路あるいは階段道路が、地区でこれから管理していくものなのか、町でつくったものだから町でその辺を管理しているのか、その辺です。地区の人たちと話、協議していかないと、これがつくったものの、維持管理が大変、今言っている支障木が、どんどん木が、あそこは覆いかぶさってきてから、その伐採の後の関係もあろうかと思われるでお伺いするわけです。御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 照明については、今ちょっと詳細の資料がございませんので、今先ほど集会所についているというのは一例でございます。そのほかにも設置してございます。

それと、避難路の今後の管理ということでございますが、町で管理もいたしますが、各地区でもやはり皆さん緊急時の場合にお使いになる避難路ということもございますので、地区の方々にも御協力をいただきながら今後の管理をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、今現在つくっているこの避難道には、ここは木が覆いかぶさっているところなので、大変昼間でも暗くなるようなところでございます。そうした場合、非常に使い勝手が悪くなる場合もありますので、照明灯の設置は考えているのかどうか。

それと、どっちでも、町も、つくった側として管理する、地区の人たちにも管理してもらいたい。曖昧ではうまくないので、これは自治会または地区の契約会などにおろしていって、両方で協議して、お互いが納得しておく必要があると思われますので、その辺踏み込んだ御協議を今後なされるのかどうかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 照明灯につきましては、先ほど来御説明申し上げましているとおり、今ちょっとすみません、詳細手元にございませんので、例えばですが、2号避難路の上ですか、上にもたしか照明がついていたはずと記憶してございます。

それと、管理につきましては、議員おっしゃるとおり今後泊地区に限らず各地区の方々とも協議をして、要は共同による管理をなんとか進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。6番後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 1つお伺いします。

参考資料で言うと72ページになりますか、工期についてです。3か月ほど延長されていますが、3月31日、この工期で全て工事を完了するというふうに考えてよいのかどうかお尋ねいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 原則年度内で完成をしたいというふうに目標は立ててございますが、残念ながら泊浜ですと、やはりどうしても2号避難路等、県の防潮堤をちょっと使わせて、一部地区との協議によりまして県で設置をした防潮堤をちょっと一部使用して避難路をつけるということをございまして、今ちょっと鋭意協議中という部分もございまして、目標はあくまで年度内ではございますが、県との協議がちょっとなかなか整わない場合におきましては、場合によっては年、年度をまたいでしまう可能性もあるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 令和2年度の工事ですよね。これ、繰り越せるんですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 令和2年度、今令和3年度、令和4年度ということで、事故線ということになろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第52号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第52号工事請負変更契約の締結についてを議題とした

します。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第52号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度在郷地区外1地区水産関係用地等整備工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようにお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第52号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書は75ページとなります。

契約の目的、令和2年度在郷地区外1地区水産関係用地等整備工事でございます。

契約金額、変更前7,707万7,000円、変更後7,985万4,500円、277万500円の増でございます。

契約の相手方、株式会社丸正工業でございます。

議案関係参考資料73ページをお開きください。

主な変更内容を記載させていただいております。

この中でも主なものといたしまして、上段から2段目、1号避難路、波伝谷地区でございます。植生工の変更による増ということでございます。当初は種子吹付を予定してございましたが、ここ自然公園法のエリアに入るということもございまして、石巻にございます環境省石巻保護官事務所の指導によりまして、植生マットで施工するようにという指示がありましたことから、工法の変更を行うものでございます。差引きいたしまして300万円の増ということでございます。

74ページをお開きください。

74ページには、各水産関係用地避難路の位置、それとあと変更内容を掲載させていただいてございます。

75ページには、工事請負変更仮契約書を添付させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。

74ページのこの参考資料を見ます。この舗装の関係用地、水産関係用地の舗装面積が通常ですと増えるということで変更があるんですけれども、今回は2か所とも、片方は二十三、二十平米ぐらい、片方は約ですけれども13平米ぐらいが少なくなっています。これはどういう要因で少なくなったのか、その点だけお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 舗装面積、必ず増えるわけではございません。その状況、状況に応じて、利便性の向上であったり有効利用であったりということで増える場合もございますし、今回のように、特に波伝谷地区におきましては県の防潮堤工事と絡んでまいります。それで、調整によりまして、当初考えていたより面積が減ったというようなこともございますので、ケースバイケースでございますので、必ず増えるということではございませんので、御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今までの例ですと増えてきてているので、今回は減ったという、その要因は、そのように漁港、防潮堤の絡みで減ったっていうお話、説明でしたけれども、それに間違いないでしょうか。いいですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） お疑いのようですが、そのとおりでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第53号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第53号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第53号町道路線の変更についてを御説明申し上げます。

本案は国道398号及び波伝谷防潮堤災害復旧事業の工事進捗に伴い、町道波伝谷漁港線に関し変更するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第53号町道路線の変更について細部説明をさせていただきます。議案書は76ページとなります。

路線名、波伝谷漁港線でございます。起点、終点、復員、延長、それぞれ変更となるものでございます。起点につきましては戸倉字新中芝73番地から76番地先に変更となります。終点につきましては、同じく125番1地先から114番1地先に変更となるものでございます。幅員、延長の変更については記載のとおりでございます。

続きまして、議案関係参考資料76ページを御覧いただきたいと思います。

こちらのほうは航空写真で、新旧ということで、旧が青線、新が赤線で表記をさせていただいてございます。

続きまして、77ページには、それぞれの起終点につきまして地番延長、幅員のほうを掲載させていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

76ページのこの写真についてなんですかけれども、今回このような町道が整備になったわけなんですかけれども、その経緯というか、そこを伺いたいと思います。

以前のように、この青い旧道のような形でなだらかっぽく398号線につながるような、そういう計画はできなかつたのか。どのような形でがくっと曲がって398号線につながつたのか、そのところの用地関係について伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、議員も現地御承知のとおり、県

の防潮堤で、この青路線につきましては、概ねではございますが、この赤とのV時の分かれ道周辺から分断をされてございます。それに伴いまして、防潮堤絡みでこういったような形となったものでございます。

ちなみに、県の防潮堤は、特種堤という、上幅の狭いL型擁壁的な構造となってございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） その防潮堤に関してこうなったということなんですかけれども、これはいつの写真です。新しいやつなのか。現在何かお隣さんのあれを聞くと、この曲がるところから漁港のほうに行く道路が交差しているっていう、そういうあれがあったんですけれども。
説明……

○議長（星 喜美男君） 何が聞きたいんですか。

○10番（今野雄紀君） この写真がいつの写真かと、それあと聞きたかったのは、例えばここがなだらかになっていれば、今更なんですけれども、冬場になるとこの写真で398号線って書いてあるあたりが結構危険な形で、以前事故も結構多かったものですから、それで、迂回ではないんですけれども、ショートカットするときになだらかだとよかったですのかなんて、そういう思いだったものですから、なぜそういうふうにならなかつたのかを、地域の人たちにもしあれされた場合に説明するためにこのような形で確認させていただきました。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 写真につきましては、すみません、明確に何年ということはちょっとお話できませんが、見る限りですと波伝谷漁港の脇、398号線との間に白い壁、ちょっと見づらいんですが、ございますので、そんなに古い、昔ではないのかというふうにはちょっと思ってございます。1年前の写真なのかというふうに考えてございます。

それと、こういった町道の路線設計になりましたのは、今波伝谷漁港につきましては、398号線から直接出入りできるような構造となってございますが、これは過年に県のほうとの協議におきまして、今出入りしているその部分につきましては、今後その防潮堤工事が入ります。この後その工事をしている間、ここの町道、ちょっとこれ見づらいんですが、終点側の398号線の矢印のちょっと手前に、右斜め上のほうにちょっと茶色に道らしいものが見えるかと思いますが、こちらのほうから乗り越し道路という形で波伝谷漁港の中に入れるようならえになるということで、やはりどうしても高低差ございますので、防潮堤の要は乗り越しをするために、距離を稼ぐために町道がこういった形状になっているということでございまして、今回その川から離れまして、398号線に、この矢印のほうに向かう部分につきまして

は、県の漁港の防潮堤工事の補償工事として施工をいただいている部分でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。11番三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 53号につきましては、その町道の変更ということであります。町道といいますれば交付税の算入、算出に關係してくるわけであります。

そこでお伺いするのは、歌津地区の杵沢団地ありますよね。その道路、町のほうに寄附をしたというお話なんですが、その道路、寄附をいただいて、登記が終わっているのかどうなのか。あるいはその町道としての認定がなされているのかどうか。それをちょっと聞きたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今御質問ありました杵沢団地というのは、ファミリーマートの上と解してよろしいでしょうか。ファミリーマートの上の団地というふうに解してよろしいでしょうか。

そちらにつきましては、町のほうで土地としてはお引受けをしておるということで、当課のほうに今年度になりましてそういった連絡がございまして、今町道に指定をすべく作業をしているというところでございます。

その引受けに至った経緯につきましては、管財課長から御答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） ただいまの場所の道路につきましては、確かに前所有者から町のほうに寄附をいただいて、既に登記のほう、町のほうに登記、所有権移転登記も完了しております。

先ほど建設課長申しましたように、今年度に入って、今まで建設課のほうと詳細な打合せ等できていなかつたことが原因という形になります。今作業中という形でありますので、近いうちに議案として提案されるという形になってくるかと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 個人なのか法人なのかちょっと分かりませんけれども、町のほうに寄附をすると。その契約があったかと思うんです。無償譲渡なのか売買なのか分かりません。寄附という言葉は聞いているんですけども。その期日がいつだったのか、それから登記がいつなのか。今手続をしているっていう、大分期間がたっているんではないかと思うんです、時間が。何が原因でそんなに遅れているのか。その辺分かりやすいようにお話しください。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 寄附を受けた時期につきましては、令和元年度の3月、令和2年の3月になります。

登記につきましては令和2年の7月頃に完了しております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 登記終わっているのは令和2年の7月でしょう。もう今令和3年の12月ですよ。なんでそんな1年以上も遅れているの。これは交付税に関係してくるんですよ。分かるよね。町道多くなるわけですから。いつ出すの、予定は。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今図面を管財課のほうから入手いたしまして、今作業に入っているところでございますので、すみません、今その詳細の日程まではちょっと今持ち合わせてございませんが、極力早めに認定をさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第54号 権利の放棄について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第54号権利の放棄についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第54号権利の放棄についてを御説明申し上げます。

本案は土地賃付料及び水道料金に係る債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） それでは、議案第54号権利の放棄についての細部説明をさせていただきます。

議案書77ページ、議案関係参考資料78ページを御覧いただきたいと思います。

放棄する権利の内容につきましては、土地貸付料及び水道料金に係る債権でございます。

債務者につきましては、株式会社エム・テックでございます。

放棄する債権の額につきましては3万9,802円であります、内訳としましては、土地貸付料が3万8,236円、水道料金が1,566円となります。当該債権につきましては、平成30年度に発生したものであります。

当該債務者は、平成27年度以降、現場事務所用地として廻館前地内の町有地において、町と土地の賃貸借契約を締結しておりました。平成30年度につきましては、当初契約が平成30年4月から平成30年9月までで、その後平成30年10月から平成31年3月までの期間更新手続を行い、貸付料6万3,280円で契約を締結いたしました。水道料金につきましては、平成30年10月請求分の2,592円が発生しておりました。しかしながら、当該債務者が平成30年10月1日に民事再生手続開始の申立てを行い、10月5日に再生手続開始決定を受けましたが、10月22日に再生手続廃止決定を受けたことにより、同年11月20日に破産手続開始が決定されました。これにより、平成30年10月以降の債務について履行されない状況となったものです。その後、令和元年11月20日付で当該債務者の破産管財人から財団債権に係る調査の通知が届いたことから、当町における債権金額を回答していたところ、令和3年3月3日付で財団再建認否の回答がありまして、土地貸付料として6万3,280円、水道料金として2,592円が財団債権額として認定されたところであります。また、本年10月1日付で、弁済額につきましては、財団債権額に案分弁済率を乗じた額を配当として振り込む旨の通知が届き、本年10月29日に土地貸付料2万5,044円、水道料金1,026円が入金されたところであります。これによりまして、土地貸付料6万3,280円に対する残額が3万8,236円、水道料金2,592円に対する残額が1,566円として確定し、今後徴収する見込みがないことから、残余の再建に係る権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき議会の議決をいただくものであります。

以上で細部説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 権利の放棄のこの段取りについては分かりましたが、そこで1点確認を

お願いしたいのは、平成30年当時町の仕事を請け負っていたという、そういうことのようですが、そこでこの当該事業者がこの当町で請け負った工事の額っていうんですか、どれぐらいの仕事をしていたのか、参考までに伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 当該債務者と町との工事契約はございません。平成27年当時から、県の道路改良工事等を受注していたようあります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） それでは、県の工事のあれで、町で土地を貸していたという、そういうことでよろしいのかどうか。そうすると、県の工事だった分なので、県のほうに見てもらうということはできないのか。当然わからないんですけども、そのところの確認をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） あくまで町との契約ではなくて、県との工事の関係上、現場事務所として町の土地を使って賃貸借契約をしていたという形になります。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。11番三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 町とこの当該業者との契約の月日といいますか、平成30年の10月から平成31年の3月までの契約期間という説明がありました。その民事再生の手続に入ったのが平成30年の10月1日という先ほど説明があったかと思うんですが、その契約した月日は9月でしたか。それとも10月に、10月1日から、12月1日に民事再生がなっているからその前だと思うんですが、その何日ぐらい前なのか。10月から平成31年の3月までの契約期間ですから。その段階でその会社の状況といいますか、経営状況というのは分からなかったのかどうかです。その辺どういうふうな認識をしておったのか。

それから、その会社の債務額というのは幾らぐらいになっていたのか。それと、その債権者です。債権者数というのは、我が町だけなのか、あるいはもっともっとあるのか。その割合、計算方法がいろいろあるようですので、裁判所のほうの。これが妥当なんでしょうけれども、二万幾らというのが。差額が三万幾らで合計という形になるんですが、その割合というのはどのようになっているのか、その辺お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 契約につきましては、平成30年度当初4月から9月30日までという形の契約をしておりまして、その後更新手続という形で、9月27日付で更新の申請が上がり

ました。許可につきましては、10月1日付で許可しております。その時点では会社の動向等が分からなかつたという御質問でございますけれども、町としてはそこまで把握しきれていなかつたという形でございます。

それから、債権の額でございますが、民事再生法の申請時点で約253億4,933万円ほどで、債権者数につきましては約887名という形でなっております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 9月27日に更新して、10月、間もなく民事再生手続に入ったという形になるかと思うんですが、やはり町として、契約する際には、まずその会社の状況というものはやっぱり調べなきやならないんではないかと思うんです。町民に負担というか、迷惑をかけるんですから、こういう結果になると。金額は大したことないと言われるかもしれませんのが、3万8,000円というのは損害ですから、損をさせた、町民に対してですよ。ですから、きちんとやはり計画、何の契約もそうですが、やはりその相手方というものをきちんと調査した上で契約するべきであるというふうに思います。

終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第55号 和解について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第55号和解についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第55号和解についてを御説明申し上げます。

本案は令和2年12月7日に発生した公用車による事故に関し、その相手方と和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） それでは、議案第55号和解について細部説明を申し上げます。

本件につきましては、職員が運転する公用車が誤って他の車両と接触し、物損事故を起こしたことによる相手方との和解についてお諮りするものでございます。

相手方、事故の概要につきましては議案書に記載のとおりでございますが、事故の概要といたしましては、公用車が町内のコンビニエンスストア駐車場から出ようとして後退したところ、同じく後退し、直進しようと停車中の相手方の車両の後方部に接触したものであります。

相手方との示談交渉につきましては、本件公用車の任意保険である全国自治協会のほうから、過去の判例等を参考に、当初は過失割合を町側70%、相手方30%を提示して交渉を進めてきましたが、相手方が自分の過失についてなかなか認めませんで、調整が難航しておりました。しかしながら、相手方より、自分の損害は自分で弁償するといった、いわゆる自損自弁の提案があり、そのような考え方で和解をしたく、今回提案したものでございます。

それぞれの損害額につきましては、議案書に書いてありますが、町側が7万576円、相手方が3万785円となっております。比率で言いますと全体の約70%が町の損害、30%が相手方の損害ということになってございます。

なお、町の損害額につきましては、全額保険で補填されるものでございます。

幸いお互いけがなどはありませんでしたが、町側の後方確認が不十分であったことが要因で起きた事故でございまして、運転者には公用車のより慎重な運転に努めるよう注意したところでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑に際しては、相手方の個人情報が特定されないよう配慮を願います。

質疑を行ってください。よろしいですか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

午後1時59分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第57号 令和3年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算

(第1号)

○議長（星 喜美男君） 日程第12、令和3年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第57号令和3年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入において繰越金を、歳出においては一般会計繰出金等を計上しましたものであります。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） それでは、議案第57号令和3年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について細部説明をさせていただきます。

補正予算書の34、35ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれの総額に4,894万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,431万1,000円とするものでございます。

続いて、補正の内容について御説明いたします。

次の36ページをお開き願います。

まず歳入からでございます。

6款1項1目繰越金は、令和2年度の決算によって繰越額が確定したことから、4,894万

1,000円を増額するものでございます。

次ページを御覧ください。

歳出でございます。

1款1項1目下水道総務管理費2節給料と3節職員手当等は、4月の人事異動により人件費40万8,000円を増額するものでございます。また、27節一般会計繰出金の4,300万円は、災害復旧事業等に係る一般会計からの繰出金について、災害復旧事業が完了したことから、これまで繰越してきた分を一般会計にお返しするものでございます。

4款予備費は、歳入歳出の調整額として553万3,000円を増額するものでございます。

以上で細部説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 歳入歳出ではないんですけれども、その38ページの一般職の職員内容ですけれども、職員数の中に臨時雇用の方が2人というような、補正前、補正後の中に数字があるんですけども、さてこの職員はここにいないうなんですかね、臨時職員でやっているのか、職員の数が見えないんですけれども。それと、この一般会計にも言えるんですけれども、管理職手当と管理職特別勤務手当、これの違いをお伺いいたします。その2点をお伺いいたします、まずもって。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 1点目の職員のほうなんですかね、下の括弧書きの説明のところにも書いてあるんですけども、臨時職員というのは今回いないで、正職員のみでございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 管理職手当につきましては、通常の給与に対して管理職の手当の率を掛けて毎月支給されるものでございまして、特別勤務手当につきましては時間外、夜の零時から5時までの勤務あるいは土日の勤務、そういうものが必要になったときに支払われる手当でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、この人数2人ということは、括弧内は短時間勤務職員数となり、外書きが2人、2人ということは、職員が2人ということで解してよろしいわけですね。

これは上下水道と下水道で割合が、多分こちらの下水道のほうが少ないとと思うんですけれども、比率、上下水道は何パーセント、大体でいいですから何パーセントということで、もちろん上下水道のほうに課長が入っているわけなんですけれども、思うんですけれども、その辺と。

今管理職手当と管理職特別勤務手当の違いということで土日と12時、夜中12時から朝5時までの勤務した場合ということなんですけれども、工事関係が該当になるのかと私的には思われますけれども、この管理職手当、そのパーセンテージ、管理職手当のパーセンテージとこれは同額なのか、その辺もお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） ちょっと資料持ち合わせておりませんで、管理職の号級によりパーセンテージも若干動きがありますので、一律ではございません。

それと、管理職の特別勤務手当につきましては、何時間当たり何ぼというんじゃなくて、1回当たり4,000円という金額で支払われます。例えば、私もそうなんですが、選挙の準備のために1日働いたといたましても、夜遅くまで、10時頃までかかったとしても、1回当たりということで、金額は4,000円ということで定まっています。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所。

○上下水道事業所長（阿部明広君） 下水道係2人でございます。上水道につきましては、正職員としては5人というふうな形になってございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。

ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第58号 令和3年度南三陸町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第58号令和3年度南三陸町病院事業会計補正予算（第

2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長(佐藤仁君) ただいま上程されました議案第58号令和3年度南三陸町病院事業会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

本補正につきましては、業務委託の契約更新に係る準備行為のための債務負担行為について定めるものであります。

細部につきましては病院事務長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(星喜美男君) 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長(後藤正博君) それでは、議案第58号令和3年度南三陸町病院事業会計補正予算(第2号)の細部を説明させていただきます。

43ページになります。

令和3年度南三陸町病院事業会計補正予算(第2号)の第1条補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

債務負担行為第2条になりますが、令和3年度南三陸町病院事業会計予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおりに改めるものです。

まず、医療機器リース、令和3年度から令和8年度まで1,500万円は、当初予算と変更ありません。次に、給食業務委託、令和3年度から令和6年度まで1億3,700万円。施設管理業務委託、令和3年度から令和6年度まで2億500万円。検査業務委託、令和3年度から令和6年度まで2,400万円となっております。いずれの業務委託も令和3年度末で業務委託期間満了となるところから、新年度当初からの契約のために、年度内に入札等の手続を行う必要が生じるため、債務負担行為を定めるものです。

以上、細部説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(星喜美男君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示し上、簡潔に行ってください。

10番今野雄紀君。

○10番(今野雄紀君) 43ページ、給食業務の委託についてお伺いしたいと思います。

先ほど事務長の説明ですと、来年3月で委託の任期というんですか、それが切れるということでお、新たな契約ということなんですが、そこで伺いたいのは、業者の入札状況というんで

すか、選定する際の、昨今どういった形に、何社か応募あってやっているのか。あと、最近の流れというのは、同じところが、今回の、今やっている業者は何年目ぐらいなのか、そこ のところお分かりでしたら伺いたいと思います。

あと、もう一点は、ちょっとこれ補正なので関連になると思うんですが、いつも議会始まる 前に病院の収支状況の報告の紙が1枚入っているんですけれども、それに関して若干伺いた いと思います。

4月から10月までの収支状況ということで伺いたいんですけども、収益の合計が6,400万 円減となっていまして、そしてそれに対する費用の合計が1億1,700万円ぐらいの減となっ ています。その収益の減よりも費用の減がこれぐらい大きいというのは何か特殊な事情等があ るのかどうか、その点簡単に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） それでは、お答えさせていただきます。

給食業務でございますが、給食業務に関しましては365日、病院の給食業務でございますの で365日で3食の提供を行わなくてはいけないという形になっております。そういった業者に 関しては、ある程度県全般でも限られておるところでございます。なお、沿岸部のほうとな ってきますと、なお業者が非常に限られておる状況でございまして、議員御承知のとおり公 立志津川病院、米山に移転した際には非常に受託業者見つからず苦労した経緯もございます。 その後、なんとか現在受託しております業者の方に、なんとか見つかって、継続しておる ところでございますが、その後いろいろ当たってはみているんですが、その業者以外に改め て受託したいという業者が今のところ見つかっていない状況でございますが、今後なお検討 して、ほかの業者も含めて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、収支状況でございます。

収支状況のほうで、収益のところで、医業外収益のほうを見ていただきたいんですけども、 長期前受金戻入というところがマイナス4,300万円となっております。また、費用のほうでは、 減価償却費のところで4,400万円のマイナス、また医業外費用のところで4,700万円のマイナ スとなっておるところでございます。これは平成27年に病院が建築されまして、新築されま して、その際に生じました減価償却、医療機器等が主なんですけれども、減価償却等が、5 年を経過して、償却期間が終了したということになっておりまして、その関係で、減価償却 が大きく減じられておるところでございます。

また、その他の収益の部分で、長期前受金の戻入というものが、資産の減価償却費に含まれ

る補助金相当額を収益化するものという形で定義されておりまして、実際に病院が建築される際に、医療機器の購入に当たっては補助金、寄附金等による購入が主となっておりますので、その部分が減じられた分というのが非常に大きくなっています。

以上説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 給食の受託関係については分かったんですけれども、やはり今の時代というか、その状況は変わるかどうかわからないんですけれども、よくよその病院だと途中で見直すということなんかもあるようですので、よりよい病院の給食が提供できるようにこれからも検討していっていただけるのかどうか、今一点確認させていただきます。

あともう一点、収益が減ったのに費用がそれよりいっぱい減ったということは、大体その減価償却の関係でということで分かったんですけれども、そこでもう一点確認したいのは、同じ収益の中でも、費用の中で、給与費も2,400万円ほど減っているんですけれども、この要因はどういった形なのか。よく、今この疫病の関係で、医療関係の方にそれなりの補助というんですか、あれが出ているということも聞いていますが、その分とは関係なく減っているのかどうか、そのところを確認お願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） 給与費の減につきましては、昨年と比較いたしまして、常勤医師1名の減によるものでございます。

あと、給食に関しましては、以前と比べますと適時適温とかそういった形で、全体的に患者のサービスに努める部分が大きくなっていますので、なお心がけていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。

私のほうからは、この令和6年度までの債務負担行為の中で、給食費業務委託、前議員も聞かれたようなんですねけれども、令和4年から令和6年まで3年のうちというと、1年に換算しますと約4,500万円かかっているわけです。この人数、給食費を、職員のほかにこの給食費に携わる人たちの委託料だと思いますので、何人配属になっているのかお伺いします。

それと、ただいま事務長のほうから、温かいものを提供しているということで、患者側から見るとすごく喜ばれています。ぜひそれは継続してやっていただきたいと思います。

それから、次には、施設管理業務委託、これ3年に分けると大体7,000万円、それから検査

業務委託、これは3年で割ると約800万円、この検査業務の委託の中に町でやっている健診などは含まれないと思われますけれども、それでよろしいんでしょうか。その800万円の中っていうのは純然たる病院、外来と入院している人たちの検査対象でいいのかどうかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） それでは、お答えさせていただきます。

給食業務の委託でございますが、給食業務の委託の中には、給食材料の仕入れ管理に関わる部分と、調理作業に関わる部分がございます。人件費に関わる部分につきましては、あくまでも参考が、現在は6名が委託職員としておりますが、あくまでも成果でございますので、何人で業務をこなすかは委託業者の判断となるというところでございます。

検査業務でございますけれども、検査業務に関しましては、これはあくまでも外注の特種検査に関わるものでございます。要は、一般的な院内検査で行われる部分につきましては、内部検査で行っておりますので、一般の健診に関しましては、血液検査に関しましては院内で全て行っていると。それ以外の特別な検査に関しましては外注で行っているというところでございます。

あとは、施設管理業務でございますけれども、施設管理業務の中には警備事業及び保守管理業務、清掃業務、そのようなものが含まれておりますし、これも現在のところ約20名の職員の委託で行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 3食の給食を6名の方でというと、大変御苦労があるのかと見受けられます。

それと、これには材料費も含むということで、患者の受けがいいですので、そのまま、先ほども言いましたように温かいものは温かい時間にということで、今後ともその辺はメニューを期待していただきたいと思います。

ただ、6名ということで、御苦労も見え隠れしています。それは事実なので、これからかかっていくのかというふうなことがうかがわれます。

それから、施設管理業務委託、これなども6年終わって、もうますますかかるのかというくらいがこの数字からは見えられます。それから監査業務、検査業務ですか、これは外注の部分ということなので、主に例えば健診も含まれるのが外注ということはどの程度なの

か、もう少し中身を、申し訳ないんですけども、その外注の分の中身を教えていただきた
いと思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） 外注の部分ですけれども、先ほど申し上げたとおり、
内部で行っているのは一般的な血液検査、尿検査等でございます。それ以外の特別な検査、
例えばがんに関わる腫瘍マーカー検査とか、それ以外のより精密なものを求める検査に関し
ましては外注業務という形になっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 早期発見には必ず必要なことなんですかけれども、大体でいいですので、
例えば日赤に転院するとか、市立病院に回すとかっていう、そういうのはあるんでしょうか、
ないんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（後藤正博君） 現在南三陸病院においては、気仙沼の市立病院とか
日赤病院とか、非常に患者の紹介及び受入れ、行っておるところですけれども、詳細の数字
につきましては現在持ち合わせておりませんので、後ほど併せて御説明させていただきたい
と思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議員派遣について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと
思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和3年度南三陸町議会12月会議を終了いたします。

ここで町長より挨拶がありましたら許可をいたします。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げたいというふうに思います。

12月会議に提案させていただきました全議案、議員皆様方、慎重な御審議のもとに原案どおり御承認を賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

今年も早いもので残り半月余りということになりました。振り返ってみると、昨年に引き続きまして、今年も新型コロナウイルス感染症に翻弄された1年だったというふうに思いますが、ワクチン接種等を含めて、いろいろ国民の皆様方の御協力のもとに、感染症の数を、大分激減をしてきたということでございますので、このままの状態で推移をしていければというふうに願わざにはいられないと思っております。

議員の皆様方にも、どうぞこれから寒さ厳しくなってまいりますので、一層健康に御留意をされまして、よいお年をお迎えいただきますことを心からお祈り申し上げさせていただきまして、挨拶に代えたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） 私からも一言挨拶を申し上げます。

実質5日間にわたっての12月会議、大変御苦労さまでございました。改選後初の定例会議でありまして、1回生の皆さんにとりましては初の定例会議であり、初の一般質問でありましたが、基本どおりに調査、下調べをしっかりと準備して臨んでいる姿勢が大変よく伝わってまいりました。議会にとってもいい刺激になったものと、そのように受け止めております。どうか、新しい風を吹き込んでいただきますよう御期待を申し上げたいと思います。

5日間本当に、円滑な議会運営に御協力をいただきまして、大変ありがとうございました。これにて散会をいたします。

大変御苦労さまでした。

午後2時27分 散会